

令和2年7月20日
地域福祉課

特別定額給付金の申請・給付状況について

- 1 申請件数（7月15日現在）
57,650件（申請率 約94.1%）
- 2 振込件数（7月21日予定含む。）
54,908件（振込率 約95.2%）

振込日	件数
5月28日（木）	3,915
6月18日（木）	2,665
6月23日（火）	3,318
6月26日（金）	4,914
7月 2日（木）	4,441
7月 8日（水）	5,967
7月14日（火）	18,456
7月16日（木）	5,916
7月21日（火）	5,316（予定）
7月27日（月）、30日（木）	随時振込
8月5日（水）、12日（水）、19日（水）、 24日（月）、28日（金）	同上

※ 8月28日以降も順次振込予定
上記、申請件数、振込件数については、市ホームページで随時更新

- 3 未申請者への対応
8月1日号市報掲載予定
ホームページによる掲載

新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針（第3弾）の
主な取組（案）について

- 1 いのちを守る
 - ・医療従事者支援
 - ・災害時の避難所における感染防止対策
 - ・市立小中学校、集会施設等における感染防止のための環境整備

- 2 くらしを守る
 - ・（仮称）新生児特別定額給付金の給付

- 3 地域を守る
 - ・事業者支援
 - ・プレミアム付商品券の発行
 - ・民間保育施設、私立幼稚園等支援
 - ・保育従事者支援

市民部所管施設の再開経過について（東京都ロードマップとの関係）

施設名		段階的な制限内容				現行
		STEP-0	STEP-1 (5月26日～)	STEP-2 (6月1日～)	STEP-3 (6月12日～)	
文化施設	小金井宮地楽器ホール（小金井市民交流センター）	3/6～6/8：臨時休館 受付業務のみ（電話） 9時～17時	6/1～：臨時休館 受付業務のみ（電話/窓口） 9時～19時	～6/8：臨時休館（6/9 定例休館日） 6/10～：一部開館（利用基準変更あり） 窓口業務再開 9時～19時 練習室・和室・市民ギャラリー・マルチパーパススペース（※Dは有料貸出しのみ） 9時～17時 各施設定員の概ね1/2 感染防止対策徹底	6/19～：開館（利用基準変更あり） ステップ2の開館施設に加え、大ホール・小ホール・マルチパーパススペース（※Dはリーススペース開放） 開館時間 9時～22時 各施設定員の概ね1/2以下とする。 感染防止対策徹底	
	はげの森美術館	所蔵作品展（会期：3月22日～5月10日）を中止し、展覧会（所蔵作品展：7月29日開催予定）の準備のため休館				
集会施設	集会施設	3/27～5/31：臨時休館	6/1～：窓口業務再開（9時～17時） ※ 休館日等の関係で、一部施設は6/2又は6/3から再開	6/1～：開館（利用基準変更あり） 各室定員の概ね1/2 開館時間9時～17時 感染防止対策徹底	6/15～：開館（利用基準変更あり） 各室定員の概ね1/2 開館時間9時～22時 感染防止対策徹底	

★ステップ2・3に共通する利用者に対する要請内容

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・手指消毒の徹底
- 社会的距離の確保（2m）
- 発熱・体調不良などの自覚症状がある場合の利用不可
- 利用者の連絡先の取得（主催者が行う）
- 制限定員の順守
- 換気の励行
- 飛沫感染予防対策の励行（近距离・対面での会話、大声を出す、歌うなどの抑制）
- 激しい呼気や大声を伴う運動の自粛

生涯学習部所管施設の再開経過について(東京都ロードマップとの関係)

施設名		段階的な制限内容				現行
		STEP-0	STEP-1(5月26日～)	STEP-2(6月1日～)	STEP-3(6月12日～)	
スポーツ施設	総合体育館	臨時休館	臨時休館	6/2再開 市内在住者を対象に大体育室・小体育室・プールの個人利用再開 ・感染防止対策徹底	6/15～ トレーニング室を除き通常開館 ※団体利用は市内在住者が対象 ・感染防止対策徹底	6/22～ 通常開館 ・教室事業再開 ・感染防止対策徹底 7/12～ 大会利用再開
	栗山公園健康運動センター	臨時休館	臨時休館	6/2再開 市内在住者を対象にプールの個人利用再開 ・感染防止対策徹底	6/15～ トレーニング室を除き通常開館 ※団体利用は市内在住者が対象 ・感染防止対策徹底	6/22～ 通常開館 ・教室事業再開 ・感染防止対策徹底 7/12～ 大会利用再開
	一中クラブハウス	臨時休館	臨時休館	中学校の施設利用状況を踏まえて判断 (6月中は利用中止)	同左	中学校の施設利用状況を踏まえて判断 (7月中は利用中止)
スポーツ施設(屋外)	上水公園運動施設(グラウンド・テニスコート)	臨時休館	臨時休館	6/2再開 市内在住者対象に新規利用予約受付 管理棟・クラブハウス入場制限(更衣室・シャワー室等利用中止) ・感染防止対策徹底	6/22～ 通常開館 ・感染防止対策徹底	同左
	市テニスコート場	臨時休館	臨時休館	6/2再開 市内在住者対象に新規利用予約受付 管理棟・クラブハウス入場制限(更衣室・シャワー室等利用中止) ・感染防止対策徹底	6/22～ 通常開館 ・感染防止対策徹底	同左
	一中テニスコート	臨時休館	臨時休館	中学校の施設利用状況を踏まえて判断 (6月中は利用中止)	同左	7/1～ 通常開放 ・感染防止対策徹底
	南中学校テニスコート夜間	臨時休館	臨時休館	中学校の施設利用状況を踏まえて判断 (6月中は利用中止)	中学校の施設利用状況を踏まえて判断 (6月中は利用中止)	7/12～ 通常開放 ・感染防止対策徹底

図書館	図書館本館、緑分室	5/20予約資料の貸出し窓口開設(10-17)	5/27WEB・電話での予約受付開始 6/3開館 入館後30分以内の利用(10-17)、未所蔵資料の予約受付開始	同 左	7/1 通常の開館時間で開館 ・入館後30分以内の利用 ・市外者の利用者登録再開 ・閲覧椅子の一部配置 ・児童館等への貸出再開 ・インターネット端末の利用再開(30分まで) ・一部イベント事業の再開(参加人数減等の感染防止対策徹底)	
	図書館東分室、貫井北分室	5/20予約資料の貸出し窓口開設(9-17)	5/27WEB・電話での予約受付開始 6/3開館 入館後30分以内の利用(9-17)、未所蔵資料の予約受付開始	同 左	※再開未定 ・本館別館の学習室利用	
	西之台会館図書室		5/27WEBでの予約受付再開 6/3開館 入館後30分以内の利用(10-17)、未所蔵資料の予約受付開始	同 左	・おはなし会 ・来館による団体貸出 ・大学図書館カードの貸出(大学図書館が再開するまで)	
公民館	公民館本館・貫井南分館・新臨時休館		臨時休館	6/3施設再開 ・定員制限(原則:概ね各室定員の1/2以内) ・時間制限(9-22→9-17) ・使用者把握対応(利用者において把握する) ・使用内容制限(飲食を提供するもの、カラオケ、囲碁将棋等の休業要請施設一覧(都)にある「基本的に休止を要請する施設」に記載される内容) ・ロビー及びコミュニティスペースの利用不可	6/17施設再開 ・定員制限(ステップ2と同じ) ・使用者把握対応(利用者において把握する) ・館内でのマスク着用の徹底、利用者による感染拡大防止対策の工夫等 ・使用内容制限(取り分けによる飲食の禁止) ・ロビーの使用は不可	同 左
	東分館・貫井北分館	臨時休館	臨時休館			
その他	文化財センター	臨時休館	6/2から開館 ・感染防止対策徹底 ※一度に入館する人数を制限(概ね20人まで) ※学習室・南寮は当面の間使用中止	同 左	同 左	同 左
	清里山荘	臨時休館	臨時休館を継続	国が示している社会経済活動の再開の目安(都道府県をまたぐ移動及び観光)に基づく対応とすることを原則とする。(6月19日以降の再開を予定)	6/19 再開 ・感染拡大予防のガイドラインに基づき、運営	

★ステップ2・3に共通する利用者に対する要請内容

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・手指消毒の徹底
- 社会的距離の確保(2m)
- 発熱・体調不良などの自覚症状がある場合の利用自粛
- 発熱・体調不良などの自覚症状がある場合の利用自粛
- 利用者の連絡先の取得(主催者が行う)
- 利用者の連絡先の取得(主催者が行う)
- 制限定員の順守
- 換気の励行
- 飛沫感染予防対策の励行(近距離・対面での会話、大声、歌うなどの抑制)
- 激しい呼気や大声を伴う運動の自粛

(仮称) 赤ちゃん給付金関係課打合せ
(第2回)

日 時 令和2年7月15日(水) 午後1時～2時
場 所 第二会議室
出席者 梅原企画政策課長、大久保財政係長、今井情報システム課長、宮奈地域安全課長、加藤市民課長、伏見地域福祉課長、石原健康課長、永井健康係長、昌谷健康係主任、富田子育て支援課長、松井会計課長、大司会計係長

内 容

1 主管課について

目的により決めるべき。特別定額給付金と目的を同じにすると地域福祉課となる。前回の会議では専担課を設けるべきとの意見があった。

2 応援体制について

特別定額給付金の時のように2週間交代にしてほしいなど応援元の意見を聴くと主管課が大変。応援を求められた課は拒否してはならない。応援元にも会計年度任用職員配置をするなどの派遣した職員をあてにしない覚悟がある。どの課が主管課であっても市民課、地域福祉課、健康課、子育て支援課は応援職員を出す課とすべき。財政課、情報システム課、会計課は事業課ではないので、後方支援に徹する。

3 制度について

マイナンバー利用制度にすると諸手続が必要となり手続に半年程度要する。特別定額給付金制度と異なり市独自制度のため、国税庁との所得とみなすかどうかの協議が必要となる。所得とみなされる場合は生活保護、非課税世帯に影響が及び給付により不利益が生じることも想定した制度設計が必要となる。

4 その他

補正予算は締切済みである。直近の補正予算への計上が必要な場合は、至急主管課を決定してほしい。現在健康課で提出している妊婦を対象とした給付金は8千万円程度を見込んでいるが、4月28日以降翌年の4月1日までに出生した児を対象とすると1億1千万円程度の支給額を見込む必要がある。振込手数料は数万円程度なので主管課の予算が決まれば会計課ですぐに計上することができる。現在の委託事業者に委託できるものはあるか。制度設計が一番大変でそこに応援職員ともども力を結集する必要がある。すでに出生した対象者に支給するまでは大変かもしれないが、その後はさほど大きな事務量になるとは考えづらい。財源は国の交付金を充てる。

資 料 新生児特別定額給付金調べ

【課題】

1 担当課の最終決定

- ①地域福祉課 ②その他

2 体制など

4/28以降直近までの新生児に対する事務を進めるためには、当面の間（3～4か月）は、専門担当（専任）を置く。業務が軌道に乗るまでは手厚く配置すべきと考える。

- ・ 人員＝市民課、地域福祉課、健康課、子育て支援課を中心とする。
（各課1人＋会計年度職員とするか。各課複数人数の応援とするか等）
- ・ 場所＝専用スペースの確保
- ・ 必要な機材や事業実施手法の確認＝PC、など
- ・ その他、準備しておくことの早期の着手＝委託、直営実施の確認、実施要項、帳票の様式の決定など

3 所得区分の整理

課税所得、非課税所得の確認が必要となる。先進自治体の扱いに調査・確認が必要。国の地方創生臨時交付金の対象事業と考えられていることから、特別定額給付金同様「非課税所得」扱いと想定されるが、早急に国等に確認すること。

4 対象者等の確定

- ① 4/28～令和3年3/31（単純に年度で区切る、特別定額給付金同様）
- ② 4/28～令和3年4/01（同じ学年の子どもとしてとらえ、不公平が生じないように配慮する。）
- ③ その他 上記以外適当な期間は、現時点では想定できていない。
- ④ 転出者、転入者、DV被害者などの対応などの課題もあることから、できる限り早めの事業決定及び着手に努めたい。

新生児特別定額給付金調べ(WEB上の各公式ホームページで確認 (7/14時点) ※ 要DV対応

No.	都道府県	市区町村	名称	支給目的	金額	条件1	対象期間	条件2	担当課
1	埼玉県	川島町	新生児特別臨時給付金	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響に鑑み、町民の出産後の経済的な支援及び子どもの健やかな成長を応援するため。	100,000	重複支給は不可	4/28～3.31/31	住民登録をした方	子育て支援課 子育て支援グループ
2	愛知県	春日井市	新生児特別給付金	新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、子育てにおいても普段とは異なる様々な負担が生じることが想定されることから、市独自の子育て支援策として実施。	30,000	転入新生児不可	4/28～3.31/31	住民登録をした方	青少年子ども部 かすがい子育て生活支援金等事務室
3	千葉県	浦安市	新生児を対象とした臨時特別給付金	4/28以降も対象としたため。	100,000	申請時点で市民	4/28～3.31/31	4/27時点でも市民	母子保健課
4	長野県	小海町	特別出産給付金	新型コロナウイルス感染症拡大による影響のもと、出産した子供を養育する父または母に、町の次代を担う子供の出産を支援するため。	100,000	誓約書	4/28～3.31/31	4/27時点でも町民	町民課社会福祉係
5	福岡市	行橋市	新生児子育て応援特別給付金	子育て世代への独自の支援として支給する。	100,000	申請時点で市民	4/28～3.31/31	4/27時点でも市民	子ども支援課 児童家庭係
6	滋賀県	東近江市	新生児特別定額給付金	緊急事態宣言の時期に不安を抱えながら妊娠期を過ごされた世帯への経済的支援のため。	100,000	申請時点で市民	4/28～3.31/31	4/27時点でも市民	総務部総務課 新型コロナウイルス特別定額給付金室
7	北海道	北斗市	新生児特別定額給付金	出産されたご家族の経済的な支援を実施することにより、子どもの健やかな成長を支援する。	100,000	申請時点で市民	4/28～12/31	出生後最初の市民登録	子ども・子育て支援課
8	青森県	五所川原市	新生児特別定額給付金	新型コロナウイルス感染症拡大による影響のもと、4/28以降に生まれた子供の出産を祝うとともに、子育てに要する費用を支援するため	100,000	重複は差額	4/28～3.4/1	出生又は転入・居住意思	子育て支援課 手当医療係
9	岩手県	宮古市	新生児特別定額給付金	4/2～4/27の子と同一学年となる子(4/28～3.4/1)に支給します。	100,000	申請時点で市民	4/28～3.4/1	4/27時点でも市民	市民生活部 総合窓口課
10	岡山県	矢掛町	新生児特別定額給付金	新生児の子育て家庭が、新型コロナウイルス感染症拡大防止による外出自粛や医療機関等への受診自粛等により経済的・心身的に負担が増加していること、…子育てや生活を支援するため	100,000	出生後最初の住民登録	4/28～3.31/31		保健福祉課 子育て支援室
11	千葉県	南房総市	新生児特別定額給付金	新型コロナウイルス感染症まん延防止の措置の影響に鑑み、新生児の子育てを支援するため	100,000	出生後最初の住民登録	4/28～5/25	父母の登録(4/28～5/25)	福祉保健部 社会福祉課(三芳分庁舎)
12	愛知県	愛西市	新生児子育て応援給付金	新型コロナウイルスによる影響に対する生活支援策として。	100,000	出生後最初の住民登録	4/28～12/31	母の住所(4/28～出生日)	子育て支援課 新生児子育て応援給付金担当
13	愛知県	豊山町	新生児給付金	新生児のいる世帯に対し、子育てに係る生活支援を目的として。	100,000	出生後最初の住民登録	4/28～12/31	申請日、4/27時点でも市民	新型インフルエンザ感染症対策本部(保健センター)
14	北海道	当麻町	臨時出産祝金	国の制度に基づき、10万円の特別定額給付金が支給されます。また、緊急的に支給が必要な方には当麻町独自で支給を対応します。	100,000	4/27時点でも市民	4/27～8/17		健康課
15	東京都	八王子市	新生児特別定額給付金	4/28以降に生まれた新生児のいる世帯に、市独自に給付する。	100,000	出生後最初の住民登録	4/28～5/31	5/31まで住民登録	福祉部 福祉政策課
16	大阪府	泉佐野市	新生児臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症が市民にもたらす影響の長期化が見込まれるなか、妊娠期間を経て出生した新生児を抱える世帯の経済的負担を軽減し支援するため、子どもの健やかな成長を応援します。	100,000	出生後最初の住民登録	4/28～3.31/31	申請日、4/27時点でも市民	子育て支援課 新生児子育て応援給付金担当
17	沖縄県	豊見城市	新生児子育て応援特別定額給付金	新型コロナウイルス感染症が市民にもたらす影響の長期化が見込まれるなか、新生児を抱える家庭は、産前産後の期間において、より一層感染防止に配慮した生活を余儀なくされていることから、本市独自対策として新生児子育て応援特別定額給付金を給付し、子育て世帯の家計への支援を行う。	50,000	出生後最初の住民登録	4/28～3.31/31	申請日、4/27時点でも市民	こども支援課
18	山口県	宇部市	新生児応援特別給付金	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、外出を自粛し、人と人の接触を最大限削減しながら生活をする中で、必要な支援が得られず、不安を抱えた妊婦が、安心して子供を産み育てることができるように。	100,000	出生後最初の住民登録	4/28～6/30	申請日、4/27時点でも市民	こども・若者応援課 子育て世代包括支援センター
19	山口県	柳井市	新生児応援特別給付金	新型コロナウイルス感染症緊急対策として	50,000	出生後最初の住民登録	4/28～12/31	申請日、4/27時点でも市民	政策企画課

令和2年7月20日
市 民 部

市民部における新たな支援策等（案）について

- 1 （仮称）小金井市アーティスト等緊急支援事業（コミュニティ文化課）
- 2 （仮称）こがねい事業者応援金事業（経済課）
- 3 市税・国保税のクレジット納付導入（納税課）
- 4 その他

1都3県共同メッセージ



- ・ 20～30代若者の感染者数が増加
- ・ 接待を伴う飲食店での感染が拡大

「感染しない・感染させない行動」を

- ・ 感染拡大を防止する「新しい日常」の習慣を一人ひとりが実践
- ・ 感染症対策を実施している店舗・施設の利用。会食や飲み会は少人数で
- ・ 新型コロナ関連アプリ（国・各都県）への登録
- ・ 事業者の方は感染拡大防止のためのガイドラインに基づく対策を実施



店舗や施設を利用する前にチェックしましょう

- 1都3県では「感染防止対策を実施し、安心して利用できる施設等」を皆様にお知らせする取組を行っております。

東京都

感染防止徹底宣言ステッカー
感染防止徹底宣言



店舗型新型コロナ見守りサービス



神奈川県

感染防止
対策取組書

LINEコロナ
お知らせ
システム



埼玉県

彩の国「新しい生活様式」
安心宣言

彩の国「新しい生活様式」安心宣言
～私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します～

- 三密を徹底的に回避します
・密の発生
→ 密の発生以上の入場制限 (密外での待合に配慮)
・密での飲食、密閉空間での滞在禁止
・必要時の換気
- 感染防止の対策を行います
・列線などの線状がある方の待機
・密性のある飲食店の換気制限
・乳幼児の子供の待機の制限、手の洗われる場所の確保
・マスクの着用
・利用するお皿などの密閉化
・換気・換流のついで、こまめにビニール袋に入れて密閉
- 安全のための設備にします
・入口等に消毒設備、体温計の設置
・列線等の設置
・密閉の発生と換気の確保
・換流がスムーズな構造
・ハンドドライヤーの設置等禁止
- 安心に向けた工夫をします
・乗客との最大限の密着
・換流のこまめな実施
- 行いません、行かせません
・換流設備での密閉・換流設備の活用
- 極力制限します
→ 密に待機する人数の制限
→ 同室での乗車や待合の制限
- 重症化リスクに配慮します
・高齢者や病弱者の密着への配慮 (換気設備等)
- 新しいシステムを導入します
→ LINEコロナお知らせシステム
→ ロボット

宣言日: 令和 年 月 日
名 称: _____

LINEコロナお知らせシステム

千葉県

感染防止対策の取組状況
について、店舗やHP等
に掲示するよう、事業者
へ周知



感染拡大防止対策チェックリスト

- 人と人との距離の確保対策 (できるだけ2メートルを目安に) ・
- 入場 (入店) 時や、集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔を確保する。
- 状況に応じて、入場者等の制限や誘導を行い、施設内での人と人との十分な間隔を確保することなど、「3つの密」を作らないような対策を行う。
- (座席がある場合) 十分な座席の間隔を確保する。
- 人と人が対面する場所に、パーティションやビニールカーテンなどを設ける。

従業員及び入場者等の保健衛生対策の徹底

非接触式体温計、消毒液の寄附

1 非接触式体温計

- (1) 寄附者 東京小金井さくらロータリークラブ
- (2) 寄附日 令和2年7月14日
- (3) 寄附物品 非接触式体温計45個
- (4) 配置先 小中学校14、保育園5、学童保育所10、小金井 宮地楽器ホール4、はげの森美術館2、保健センター6、庁舎4

2 消毒液

- (1) 寄附者 小金井市薬剤師会
- (2) 寄附日 令和2年7月20日
- (3) 寄附物品 消毒液100リットル（小分けされていません。）
- (4) 配分先 施設や窓口へ分配を予定

事務連絡
令和2年6月10日

事業者 各位

小金井市福祉保健部
自立生活支援課長 内田 泰彦
(公印省略)

市内指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援
事業者等の実態調査について

日頃より、本市の福祉施策にご理解・ご協力いただきまして誠にありがとうございます。また、貴事業者におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご尽力いただきまして感謝申し上げます。

市では、新型コロナウイルス感染症の影響について、市内障害福祉事業者の状況を把握するための実態調査を行います。

つきましては、ご多忙の中お手数をお掛けしますが、調査へのご理解・ご協力を宜しくお願いいたします。

記

1 回答方法

別添「調査票」に必要事項を入力の上、メールまたはFAXにてご回答ください。

※お手数をかけますが、できうるかぎりメールでの回答をお願いいたします。

2 回答期日

令和2年6月12日（金）

※回答までの期間が短く申し訳ございません。

3 問合せ先・回答先

小金井市福祉保健部自立生活支援課

電話：042-387-9848

FAX：042-384-2524

メール：s050299@koganei-shi.jp

障害福祉事業所への実態調査

実施期間：令和2年6月10日（水）から令和2年6月12日（金）

対象事業所：69事業所（回答数：57事業所、事業別では80事業）

事業所種別	事業所数	事業所の状況											職員数			衛生資材の状況			
		平常時と変わらず運営	回数や時間を減らして運営	利用者に利用の自粛を依頼		利用者の自主的な自粛		職員の勤務日数減少を求めている	サービスの提供の休止・一部休止	事業所の収益減少		その他	常勤	非常勤	計	マスク充足	マスク不足	消毒液充足	消毒液不足
				事業所数	平均減少割合	事業所数	平均減少割合			事業所数	平均減少%								
訪問系サービス	13	8	1	0	0	8	2.56	2	0	7	20.29	3	66	300	366	8	4	5	6
通所系サービス	19	7	8	8	3.44	8	3.5	6	7	5	28	8	133	143	276	10	9	6	13
児童通所支援	11	2	6	10	4.3	8	2.88	7	1	2	66.5	2	73	117	190	9	2	3	8
相談支援	6	3	1	0	0	2	1.5	2	3	0	0	3	12	11	23	2	4	2	4
入所系サービス	8	4	2	2	8.75	1	3	3	2	2	35	3	54	74	128	1	7	1	7
総計	57	24	18	20	/	27	/	20	13	16	/	19	338	645	983	30	26	17	38
事業所数に対する割合		42.1%	31.6%	35.1%	/	47.4%	/	35.1%	22.8%	28.1%	/	33.3%	/	/	/	52.6%	45.6%	29.8%	66.7%

※ 障害福祉サービス等については、調査票のサービス種別の回答が複数重複して記載されているため大きく5種別にして回答を分類することとした。

訪問系サービス 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護
 通所系サービス 生活介護・短期入所・就労移行支援・就労定着支援・就労継続支援
 児童通所支援 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
 相談支援 計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援
 入所系サービス 共同生活援助

- 1 利用者の自主的な利用自粛が多く見られるが、事業所からの自粛要請もしている。
- 2 各事業（特に通所系）における収益の減少傾向がみられる。
- 3 衛生資材の状況は、マスク、消毒液の不足が多くの事業所でまだまだ課題となっている。

「調査票」 (FAX回答の場合送付状不要)

回答先：福祉保健部自立生活支援課

回答締切：令和2年6月12日(金)

回答先：s050299@koganei-shi.jp (メール) 042-384-2524 (FAX)

※お手をかけしますが、できうるかぎりメールでの回答をお願いいたします。

法人名	
事業所名	
サービス種別 (例：居宅介護・児童発達支援)	
連絡先	
メールアドレス	
回答者氏名	

※ 法人で複数の事業を運営している場合は、各事業別でのご回答をお願いします。

- 1 事業所の状況について該当する状況に○をつけてください。(複数選択可)
() 内には、数値の記入をお願いします。

選択	事業所の状況
	平常時と変わらず運営している
	事業所の判断で、平常時より回数や時間を減らして運営している。
	利用者に自粛をお願いし、() 割程度、利用者を減らしている。
	利用者の自主的な自粛で、() 割程度、利用が減っている。
	職員の勤務日数を減らすよう求めている。
	各サービスの提供を(一部休止・休業している)
	事業所の収益が() %減少している。
	その他()

※1 令和2年5月のサービス提供状況について記載してください。

※2 比較対象は前年同月と比較してください。

- 2 事業所における職員数について回答してください。(令和2年6月1日現在)

常勤		名
非常勤		名
計		名

※1 職員は各サービスの人員配置基準上の必要な職員の他、人員配置基準外の職員も含めて記載してください。(事務員、ドライバー)

※2 ボランティアは含めないでください。

※3 派遣職員は除く

- 3 衛生資材について該当する状況に○をしてください。(令和2年6月1日現在)

選択	事業所の状況
	マスクは充足している。
	マスクは不足している。
	消毒液は充足している。
	消毒液は不足している。

ご協力ありがとうございました。

令和2年7月

	7/3 (金)				7/4 (土)				7/6(月)				7/7(火)				7/8(水)				7/9(木)				
	7/1現在 在籍児数	A 11:30前 私学等	B 11:30学校 →学保	C 11:30以降 学保受入	A+B+C 最大人数	A 11:30前 私学等	B 11:30学校 →学保	C 11:30以降 学保受入	A+B+C 最大人数	A 11:30前 私学等	B 11:30学校 →学保	C 11:30以降 学保受入	A+B+C 最大人数	A 11:30前 私学等	B 11:30学校 →学保	C 11:30以降 学保受入	A+B+C 最大人数	A 11:30前 私学等	B 11:30学校 →学保	C 11:30以降 学保受入	A+B+C 最大人数	A 11:30前 私学等	B 11:30学校 →学保	C 11:30以降 学保受入	A+B+C 最大人数
たまむし1				54				8				55				57				58				57	
たまむし2				37				2				31				38				36				32	
たまむし3				37				1				36				38				38				39	
たまむし計	153	0	0	0	128	0	0	0	11	0	0	0	122	0	0	0	133	0	0	0	132	0	0	0	128
あかね1				36				2				32				34				37					
あかね2				36				0				35				31				36					
あかね3				33				1				32				34				30					
あかねA計		0	0	0	105	0	0	0	3	0	0	0	99	0	0	0	99	0	0	0	103	0	0	0	0
あかね4				34				1				36				31				31					
あかね5				32				4				35				31				30					
あかねB計		0	0	0	66	0	0	0	5	0	0	0	71	0	0	0	62	0	0	0	61	0	0	0	0
あかねAB計	212	0	0	0	171	0	0	0	8	0	0	0	170	0	0	0	161	0	0	0	164	0	0	0	0
ほんちょう1				43				6				47				42				51				50	
ほんちょう2				33				2				36				33				34				36	
ほんちょう計	103	0	0	0	76	0	0	0	8	0	0	0	83	0	0	0	75	0	0	0	85	0	0	0	86
さくらなみ1				49				1				60				58				64				57	
さくらなみ2				48				2				45				45				51				40	
さくらなみ計	137	0	0	0	97	0	0	0	3	0	0	0	105	0	0	0	103	0	0	0	115	0	0	0	97
さわらび1				52								60				50				54				45	
さわらび2				28								28				26				25				25	
さわらび計	109	0	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0	88	0	0	0	76	0	0	0	79	0	0	0	70
たけとんぼ1				48				3				49				47				52				52	
たけとんぼ2				32				1				34				31				34				32	
たけとんぼ計	103	0	0	0	80	0	0	0	4	0	0	0	83	0	0	0	78	0	0	0	86	0	0	0	84
まえはら1				66				5				68				64				71				62	
まえはら2				40				6				43				39				43				39	
まえはら計	129	0	0	0	106	0	0	0	11	0	0	0	111	0	0	0	103	0	0	0	114	0	0	0	101
みどり1				65				3				71				65				58					
みどり2				27				5				32				28				32					
みどり計	126	0	0	0	92	0	0	0	8	0	0	0	103	0	0	0	93	0	0	0	90	0	0	0	0
みなみ1				42				1				43				43				48				45	
みなみ2				34				1				36				37				36				39	
みなみ計	111	0	0	0	76	0	0	0	2	0	0	0	79	0	0	0	80	0	0	0	84	0	0	0	84
全所 合計	1,183	0	0	0	906	0	0	0	55	0	0	0	944	0	0	0	902	0	0	0	949	0	0	0	650
					76.6%				4.6%				79.8%				76.2%				80.2%				54.9%

保護者の皆様

新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本市の教育行政に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小金井市教育委員会では、6月15日より、市立小・中学校において、感染症対策を十分に行いながら、一斉授業を再開しました。長期間にわたる臨時休校の影響を心配していましたが、多くの皆様のご協力のもと、児童・生徒の笑顔と活気にあふれた本来の学校生活を取り戻しつつあります。

しかしながら、7月に入り、都内の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が最多を更新するなど、感染拡大に警戒が必要な段階となっております。

市立小・中学校では、これまで同様、3密の回避、手洗いや咳エチケットの励行、児童・生徒及び教職員の健康観察、こまめな換気と1日1回以上の消毒などの感染症対策を行っていきながら、学校における感染の発生や、感染拡大のリスクの低減に努めていきます。ご家庭におかれましても、以下に示す基本的な感染症対策の実施についてのご協力をよろしくお願いします。

体温が平熱より高い、腹痛や下痢などの症状、だるさや息苦しさを感じるなどといった健康状態に不安がある場合は、学校にその様子をお伝えいただき、登校をお控えください。欠席扱いにはいたしません。体調に応じて、学校から家庭での学習の支援をいたします。

- 1 手洗いと咳エチケットを心がけ、十分な睡眠をとるようにしてください。
- 2 毎朝の検温、健康観察、健康観察カード等への記入にご協力ください。
- 3 ご家族等も含めて、感染または感染の疑いがある場合（濃厚接触者と特定など）は、速やかに学校へご連絡ください。
- 4 感染症に対する正しい知識や感染症を防ぐための取組、感染症を理由としたいじめや偏見の防止等についてご家庭で十分に話し合ってください。

令和2年7月20日

保護者各位

小金井市子ども家庭部

児童青少年課長 鈴木 剛

(公印省略)

学校長期休業に伴う学童保育所の運営及び
新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より本市学童保育所の運営にご理解をいただきありがとうございます。

さて、学校長期休業に伴う学童保育所の利用につきましては、通常の受入れ体制で対応します。

しかしながら、7月に入り、都内の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が最多を更新するなど、感染拡大に警戒が必要な段階となっております。

学童保育所では、これまでと同様に感染防止の措置を講じつつ、感染の発生や、感染拡大のリスクの低減に努めていきます。

保護者の皆様におかれましても、以下に示す基本的な感染症対策の実施についてのご協力をよろしくお願いいたします。

また、利用にあたりまして、下記にご留意くださいますようお願いいたします。

記

体温が平熱より高い、咳などの症状、腹痛や下痢などの症状、だるさや息苦しさを感じるなどといった健康状況に不安がある場合、又は体温が37.5℃を超えている場合は、学童保育所にその様子をお伝えいただき、登所をお控えください。

1 受け入れ条件

体調不良で休所してから、体調回復した翌日1日間は、ご家庭で様子を見ていただき調子が良くなってからご利用ください。

2 保育時間【平常どおり】

午前8時から午後6時まで（延長は午後7時まで）

※ 土曜日は午前8時から

3 保育内容

感染防止策を図りながらの保育であることから、保育内容等を変更する場合がございます。

4 感染対策の徹底

引続き感染対策を図るため、マスクの着用、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底にご協力をお願いします。

※ ハンカチは必ず持たせてください。

5 保護者にご協力のお願い

- (1) 手洗いと咳エチケットを心がけ、十分な睡眠をとるようにしてください。
- (2) 毎朝、必ず検温し、健康観察等にご協力ください。
- (3) ご家族等も含めて、感染または感染の疑いがある場合（濃厚接触者と特定など）は、速やかに学童保育所へご連絡ください。

6 その他

今後の感染症の流行状況により、対応を見直す場合があります。また、入所児童又は職員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、当該学童保育所は、東京都との協議及び保健所の指導に基づき、原則「休所」させていただきます。その際の児童のお預かりはできませんので予めご了承ください。

7 問合せ先

- (1) 小金井市子ども家庭部

児童青少年課学童保育係 電話 0 4 2 - 3 8 7 - 9 8 4 7

- (2) 市立学童保育所各所

学童保育所	電話番号
さくらなみ学童保育所	0 4 2 - 3 8 3 - 1 1 8 3
たけとんぼ学童保育所	0 4 2 - 3 8 3 - 5 4 8 8
あかね学童保育所 A	0 4 2 - 3 8 5 - 3 3 7 0
あかね学童保育所 B	0 4 2 - 3 8 5 - 3 3 7 2
さわらび学童保育所	0 4 2 - 3 8 3 - 5 4 8 9
たまむし学童保育所	0 4 2 - 3 8 5 - 9 2 8 0
まえはら学童保育所	0 4 2 - 3 8 3 - 1 1 7 9
ほんちょう学童保育所	0 4 2 - 3 8 5 - 3 3 6 0
みどり学童保育所	0 4 2 - 3 8 3 - 1 1 7 8
みなみ学童保育所	0 4 2 - 3 8 3 - 1 1 6 7

議員案第37号

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年6月19日提出

小金井市議会議員

鈴木 成 夫

白 井 亨

坂 井 えつ子

湯 沢 綾 子

田 頭 祐 子

片 山 薫

宮 下 誠

渡 辺 大 三

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、同感染症によって深刻な影響を受けている市民・事業者を支援することを目的とする新たな基金を設置するため、本案を提出するものであります。

小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第13項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）対策のための事業に必要な資金を確保するため、小金井市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものとする。

- (1) 毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策のために寄せられた寄附金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上の必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

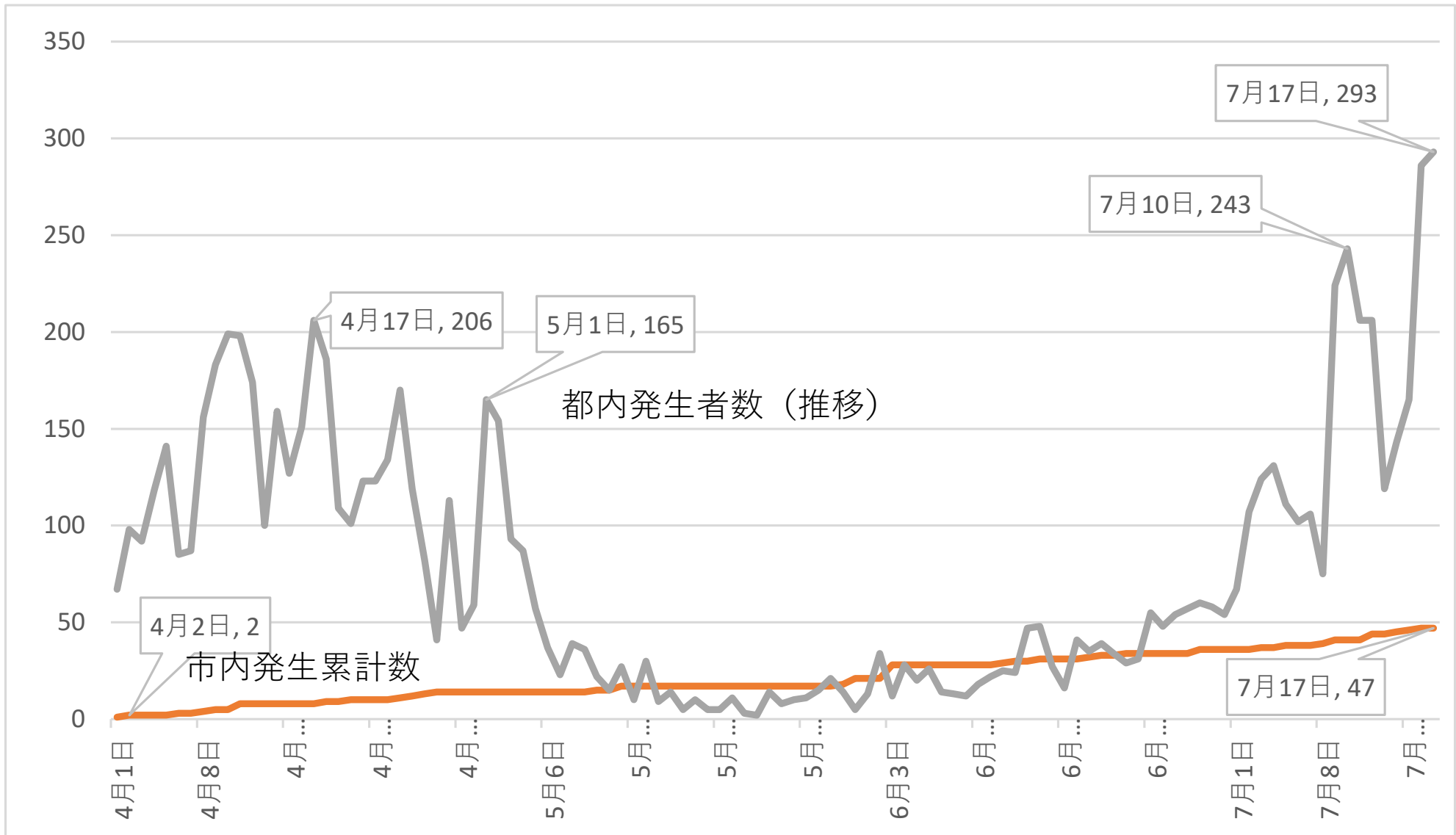
第6条 第1条の目的を達成する事業に充てる場合に限り、当該基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。



月日		市内感染者		都内感染者	
		発生数	累計	発生数	累計
4月1日	水	1	1	67	593
4月2日	木	1	2	98	691
4月3日	金		2	92	783
4月4日	土		2	118	901
4月5日	日		2	141	1,042
4月6日	月	1	3	85	1,127
4月7日	火		3	87	1,214
4月8日	水	1	4	156	1,370
4月9日	木	1	5	183	1,553
4月10日	金		5	199	1,752
4月11日	土	3	8	198	1,950
4月12日	日		8	174	2,124
4月13日	月		8	100	2,224
4月14日	火		8	159	2,383
4月15日	水		8	127	2,510
4月16日	木		8	151	2,661
4月17日	金		8	206	2,867
4月18日	土	1	9	186	3,053
4月19日	日		9	109	3,162
4月20日	月	1	10	101	3,263
4月21日	火		10	123	3,386
4月22日	水		10	123	3,509
4月23日	木		10	134	3,643
4月24日	金	1	11	170	3,813
4月25日	土	1	12	119	3,932
4月26日	日	1	13	82	4,014
4月27日	月	1	14	41	4,055
4月28日	火		14	113	4,168
4月29日	水		14	47	4,215
4月30日	木		14	59	4,274
5月1日	金		14	165	4,439
5月2日	土		14	154	4,593
5月3日	日		14	93	4,686
5月4日	月		14	87	4,773
5月5日	火		14	57	4,830
5月6日	水		14	37	4,867
5月7日	木		14	23	4,890
5月8日	金		14	39	4,929
5月9日	土		14	36	4,965
5月10日	日	1	15	22	4,987
5月11日	月		15	15	5,002
5月12日	火	2	17	27	5,029
5月13日	水		17	10	5,039
5月14日	木		17	30	5,069
5月15日	金		17	9	5,078
5月16日	土		17	14	5,092
5月17日	日		17	5	5,097
5月18日	月		17	10	5,107
5月19日	火		17	5	5,112
5月20日	水		17	5	5,117
5月21日	木		17	11	5,128
5月22日	金		17	3	5,131
5月23日	土		17	2	5,133
5月24日	日		17	14	5,147
5月25日	月		17	8	5,155
5月26日	火		17	10	5,165
5月27日	水		17	11	5,176

5月28日	木		17	15	5,191
5月29日	金		17	21	5,212
5月30日	土	1	18	14	5,226
5月31日	日	3	21	5	5,231
6月1日	月		21	13	5,244
6月2日	火		21	34	5,278
6月3日	水	7	28	12	5,290
6月4日	木		28	28	5,318
6月5日	金		28	20	5,338
6月6日	土		28	26	5,364
6月7日	日		28	14	5,378
6月8日	月		28	13	5,391
6月9日	火		28	12	5,403
6月10日	水		28	18	5,421
6月11日	木		28	22	5,443
6月12日	金	1	29	25	5,468
6月13日	土	1	30	24	5,492
6月14日	日		30	47	5,539
6月15日	月	1	31	48	5,587
6月16日	火		31	27	5,614
6月17日	水		31	16	5,630
6月18日	木		31	41	5,671
6月19日	金	1	32	35	5,706
6月20日	土	1	33	39	5,745
6月21日	日		33	34	5,779
6月22日	月	1	34	29	5,808
6月23日	火		34	31	5,839
6月24日	水		34	55	5,894
6月25日	木		34	48	5,942
6月26日	金		34	54	5,996
6月27日	土		34	57	6,053
6月28日	日	2	36	60	6,113
6月29日	月		36	58	6,171
6月30日	火		36	54	6,225
7月1日	水		36	67	6,292
7月2日	木		36	107	6,399
7月3日	金	1	37	124	6,523
7月4日	土		37	131	6,654
7月5日	日	1	38	111	6,765
7月6日	月		38	102	6,867
7月7日	火		38	106	6,973
7月8日	水	1	39	75	7,048
7月9日	木		39	224	7,272
7月10日	金	2	41	243	7,515
7月11日	土		41	206	7,721
7月12日	日	3	44	206	7,927
7月13日	月		44	119	8,046
7月14日	火	1	45	143	8,189
7月15日	水	1	46	165	8,354
7月16日	木	1	47	286	8,640
7月17日	金		47	293	8,933